

課題

- 実行委員の選出方法や役割などで、明文化されていない部分がある。
- 草津市が設置する審議会などの附属機関では、多様な意見を取り入れるために、学識経験者をはじめ幅広い分野での委員構成が求められており、附属機関以外の組織でもこれに準じた対応が求められている。

現状

▼草津市美術展覧会実施規則より

- | | | |
|---|---|---|
| <p>① 会長と副会長</p> <p><input type="checkbox"/> 会長：市長</p> <p><input type="checkbox"/> 副会長：教育長</p> | <p>② 実行委員の人数と任期</p> <p><input type="checkbox"/> 人数：20人以内</p> <p><input type="checkbox"/> 任期：1年（再任可）</p> | <p>③ 実行委員会の役割</p> <p><input type="checkbox"/> 展覧会の企画・開催</p> <p><input type="checkbox"/> 作品の募集・依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 作品の審査・表彰</p> |
|---|---|---|

▼申し合わせ・口承されている事項など

① 実行委員の委嘱基準

1. 市内在住者で、無鑑査資格を有する者
2. 前記の該当者が無い場合は、次によることとする
滋賀県美術展覧会において、無鑑査に準じる者
優先基準一位の者...全国的に知名度があり、現在活躍している者
優先基準二位の者...湖南地域で知名度があり、現在活躍している者
優先基準三位の者...甲賀市および湖南市で知名度があり、現在活躍している者
3. 上記1. 2の該当者が無い場合は、次によることとする
県内外においても知名度があり、現在活躍している者

② 実行委員の事務

- 規格や運営についての検討 審査員の推薦 審査会の補助

▼草津市で設置する附属機関の委員構成（一例）

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 関係する団体から選出された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

▼他市事例（山口市美術展覧会運営委員会）

運営委員設置要綱により、芸術の識見者を置くこととしており、委員構成は以下のとおり。

- 文化協会会長
- 教育長
- 担当部長
- 美術館学芸員
- 大学教授 など